

特定県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格等に関する取扱要領

〔平成 8 年 4 月 19 日〕
建振第 56 号

【沿革】平成 11 年 4 月 1 日、平成 12 年 1 月 14 日改正、平成 14 年 4 月 5 日改正、平成 14 年 11 月 12 日改正、平成 16 年 3 月 29 日付け総務第 1300 号一部改正、平成 18 年 3 月 24 日付け総務第 1125 号一部改正、平成 19 年 6 月 22 日付け総務第 325 号一部改正、平成 21 年 3 月 30 日付け総務第 1252 号一部改正、平成 22 年 3 月 17 日付け総務第 1197 号一部改正、平成 30 年 3 月 30 日付け総務第 209 号一部改正、平成 31 年 3 月 28 日付け総務第 236 号一部改正、令和 3 年 3 月 31 日付け出総第 383 号一部改正、令和 4 年 3 月 17 日付け出総第 349 号一部改正

(趣旨)

第 1 この要領は、特定県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格等に関する規程（平成 8 年岩手県告示第 428 号。以下「規程」という。）の円滑な施行を図るために必要な事項を定めるものとする。

(特定県営建設工事)

第 2 規程第 2 条第 2 号に規定する特定県営建設工事として指定することができる県営建設工事は、次のとおりとする。

- (1) 大規模かつ技術的難度の高い工事又は規模若しくは性格等から特定共同企業体による施工が必要と認められる工事で、次に掲げるもの
 - ア 設計額が 5 億円以上の土木構造物
 - イ 設計額が 5 億円以上の建築物
 - ウ 設計額が 3 億円以上の電気設備及び管設備
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特定共同企業体による施工が必要と認める技術的難度の高い工事で、次に掲げるもの
 - ア 設計額が 2 億円以上の土木構造物
 - イ 設計額が 3 億円以上の建築物
 - ウ 設計額が 2 億円以上の電気設備及び管設備

(構成員の数)

第 3 特定共同企業体の構成員数は、原則として 3 者以内とする。ただし、知事が別に定めるものについては、この限りではない。

(構成員の要件)

第 4 特定共同企業体の構成員は、次の要件を満たさなければならないものとする。

- (1) 条件付一般競争入札による場合は、県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和 56 年岩手県告示第 412 号。以下「資格等規程」という。）第 7 条の規定に基づいて作成された名簿において、特定県営建設工事の種類に対応する業種に登録されている者であること。なお、当該業種が、資格等規程第 6 条の規定に基づく等級別区分を行った業種である場合は、特 A 級又は A 級に区分されていること。
 - (2) 一般競争入札による場合は、特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する規程（平成 8 年岩手県告示第 427 号）第 7 条に規定する資格者であること。
 - (3) 特定県営建設工事に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）の許可業種に係る許可を得た後の継続する営業年数（以下「営業年数」という。）が 5 年以上ある者であること。ただし、営業年数が 5 年未満の者であっても、相当の施工実績を有し、特定共同企業体による確実かつ円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる場合においては、営業年数が 5 年以上あるものとみなして取り扱うことができるものとする。
 - (4) 特定県営建設工事に対応する法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。
- 2 特定共同企業体の構成員のうち少なくとも 1 者は、特定県営建設工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請として一定の実績があり、当該特定県営建設工事と同種の工事を施工した経験がなければならないものとする。

(構成員の出資比率)

第 5 特定共同企業体の構成員ごとの出資比率の最小限度は、構成員数に応じ、次に掲げる比率を下

回らないものとする。ただし、第3において、知事が別に定めるものについては、その都度出資比率を定めるものとする。

(1) 構成員が2者の場合

ア 設計額5億円未満 40%

イ 設計額5億円以上 30%

(2) 構成員が3者の場合 20%

(代表者)

第6 特定共同企業体の代表者は、構成員の中でより大きな施工能力を有する者とする。

2 特定共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大とするものとする。

(事前協議)

第7 工事担当課等の長(県営建設工事の請負契約に係る競争入札実施要綱(平成19年6月6日付け総務第232号。以下「要綱」という。)第2第8号に規定する工事担当課等の長をいう。以下同じ。)

は、県営建設工事を特定県営建設工事として指定することが適当と認めるときは、事前に入札担当課等の長(要綱第2第7号に規定する入札担当課等の長をいう。)と協議するものとする。

(申請書及び協定書)

第8 規程第6条第1項に規定する特定県営建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書は、様式第1号によるものとする。

2 規程第6条第2項に規定する特定共同企業体協定書は、原則として、別添特定共同企業体協定書例文によるものとする。

(特定共同企業体の指導)

第9 出納局総務課入札課長は、必要に応じ特定県営建設工事を施工している特定共同企業体について、工事担当課等の長とともに当該特定共同企業体の出資状況、経理状況、工事の施工状況等に係る実態調査を特定共同企業体実態調査票(様式第2号)により実施し、特定共同企業体の運営が適正に行われるよう必要な指導を行うものとする。

(準用規定)

第10 第2から第6まで及び第8の規定は、地方公所の長(予算規則(昭和39年岩手県規則第12号)第2条第2号に規定する地方公所の長をいう。)が特定共同企業体による施工が必要と認める場合、当該施工が必要と認める場合における特定共同企業体の構成員の数、要件及び出資比率、特定共同企業体の代表者並びに申請書及び協定書について準用する。